

埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金交付要綱

(平成20年 5月21日決裁)

(平成20年11月17日決裁)

(平成21年11月13日決裁)

(平成22年 8月17日決裁)

(平成23年 9月22日決裁)

(平成28年 6月23日決裁)

(趣旨)

第1条 県は、鉄道事業（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業をいう。）における安全性の向上に資する設備（以下、「鉄道安全輸送設備」という。）の整備に要する経費の一部を、国と協調して、秩父鉄道株式会社及び鉄道事業再構築事業を実施する地方公共団体が経営する第3種鉄道事業者（以下「補助対象事業者」という。）に、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「補助対象事業」とは、次の各号に掲げる設備の整備等であって、国土交通省関東運輸局長に提出された生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画に基づくものをいう。

- 一 信号保安設備
- 二 保安通信設備
- 三 防護設備
- 四 停車場設備
- 五 線路設備
- 六 電路設備
- 七 変電所設備

八 車両設備

九 その他設備

(補助の対象)

第3条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備に直接要した本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費、調査費及び鉄道事業再構築事業を実施するために要するコンサルティングに係る委託経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国の補助する額以内、かつ、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金の交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する書類は、前事業年度の営業報告書とする。

3 規則第4条第2項第2号に規定する書類は、前事業年度の全事業及び鉄道事業に係る損益計算書及び貸借対照表とする。

4 規則第4条第2項第3号に規定する書類は、様式第2号のとおりとする。

5 規則第4条第2項第4号に規定する書類は、国土交通省関東運輸局長に提出した生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画の写しとする。

6 規則第4条第2項第5号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道の輸送状況（様式第3号）

(2) 鉄道安全輸送設備の整備に着手している場合には、それを証する書類

7 補助対象事業者は、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）交付決定通知書又は鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付決定通知書を受け取ったときは、遅滞なくその写しを知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の補助金交付決定通知書は、様式第4号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業に着手したとき（当該補助事業が補助金の交付決定以前に着手しているものにあつては、交付決定の通知を受けたとき）は、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

ただし、補助金の交付申請以前に着手しているものにあつては、この限りでな

い。

2 補助対象事業者は、知事の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

3 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、様式第5号により速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(補助対象事業の期限)

第8条 補助対象事業は、補助金の交付を受けようとする事業年度の4月1日以降に着手し、3月20日までに完了しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の実績報告書は、様式第6号のとおりとし、次に掲げる書類の写しを添付しなければならない。

- (1) 契約関係書類
- (2) 支払証拠書類
- (3) 検査調書

(実績報告書の提出期限)

第10条 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月23日までのいずれか早い日までとする。

(国からの補助金の額の確定通知書の写しの提出)

第11条 補助対象事業者は、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）又は鉄道施設総合安全対策事業費補助金の額の確定通知書を受け取ったときは、遅滞なくその写しを知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知書の様式)

第12条 規則第14条の補助金の額の確定通知書は、様式第7号のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、補助対象事業により取得し又は効用の増加した鉄道安全輸送設備をいう。

(書類の整備等)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておか

なければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する事業年度の翌事業年度から5年間保管しなければならない。

(各事業への収益及び費用の配分)

第15条 この補助金の運用に関し、各事業の収益及び費用を計算する場合において、鉄道事業と他の事業とに関連する収益及び費用は、別表に定めるところにより配分する。

(公共工事の品質確保の促進)

第16条 鉄道安全輸送設備の整備にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）に則り、経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保することとする。

附 則

この要綱は、平成20年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度から適用する。

別表

収益及び費用の配分方法

| | |
|----------|---|
| 営業収益 | 鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）別表第1に定めるところによる。 |
| 営業費 | 同上 |
| 営業外収益 | 専属営業収益の百分率 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息・割引料 | 前事業年度末における専属営業用固定資産額（減価償却引当金の額を控除した額とする。）の百分率 |
| その他 | 営業費の百分率 |